**大阪市環境局　家庭系ごみ収集輸送事業 改革プラン2.0　進捗状況**

|  | ｼｰﾄ№ | 事項 | 取組の方向性 | 目標 | 令和２年度　取組（□で記載）・成果（■で記載） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　経費の削減 | １ | 民間委託の拡大 | ◇ 官と民の役割分担を明確にしながら、職員の減員数に合わせ、民間委託化を拡大していく。◇ 環境事業センターの統廃合計画も勘案しながら、行政が維持する「普通ごみ収集業務」「地域連携業務」「管理・監督業務」を除き、業務区分単位により展開していく。◇ 今後、資源ごみ・容器包装プラスチック収集を優先的に民間委託化する。 | 2020(令和２)年度　　東南センター（約25名）2021(令和３)年度　　東北・西北センター（約70名）2022(令和４)年度　　西南センター（約45名）※職員の減員等の状況に応じて、前倒し | □ 行政が維持する「普通ごみ収集業務」「地域連携業務」「管理・監督業務」を除く業務（資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集、古紙・衣類収集）について、民間委託化することとし、職員の減員数に合わせて資源ごみ、容器包装プラスチック収集の民間委託化を拡大した。■ 令和２年度については、東南環境事業センター（平野区）の資源ごみ・容器包装プラスチック収集を民間委託した。 |
| ２ | 委託事業者の育成 | ◇ 今後、民間委託化を拡大する中で、経費削減効果の観点から、作業計画の自由度は一定認めながら、市民サービスの維持・向上をめざした取組を行う。◇ 官と民の役割分担を明確化し、相互に競争と連携を構築できている環境事業センターもあり、そうした相乗効果が発現できる関係を構築する。 | 〇 委託事業者が収集作業を実施する際の基本となる仕様書や収集運搬マニュアル等を直営作業と同水準以上に見直し、次の契約更新のタイミングから適用していく。〇 粗雑履行等を続ける委託事業者に対し、入札参加資格条件を含めたペナルティの検討を行う。 | □ 家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託契約について、事業者からの提案により作業計画の協議を可能とするよう、仕様書の内容を見直すなど、事業者の自由度を高めた。□ 家庭系ごみ収集輸送業務の入札参加事業者の固定化を防ぐため、入札参加資格要件を見直した。■ 令和３年度からの委託案件に上記を適用し、新規参入が見受けられたほか、競争性が担保された。 |
| ３ | 環境事業センターの統廃合 | ◇ 民間委託の拡大を図りつつ、次の①～④を勘案しながら、環境事業センターの配置を適正化（統廃合）し、経費の削減を図りつつ、継続した事業運営のために建物更新を進める。　 ① 施設の余剰　　② 施設の老朽度　　③ 輸送効率　　④ 災害時対応◇ 環境事業センターについて、輸送効率を勘案した地域割りを行うなど、所管地域の見直しを図る。 | 〇 災害時対応に加え、輸送効率も考慮した、環境事業センターの適正配置に向けて、この３年間で、２環境事業センターの廃止に着手（北部環境事業センター及び大規模震災時に浸水の可能性が高い市域の西側にある環境事業センターのうち１つ）する。 | □ 北部環境事業センターの廃止に向けて準備を進めた。□ 廃止・統合を行うため、北部環境事業センターが所管してきた北区・都島区の住民に対して、区広報紙をはじめ、ホームページやＳＮＳ等を活用して、丁寧な周知を行った。■ 令和３年３月31日をもって北部環境事業センターを廃止し、令和３年４月１日から東北環境事業センターに移管統合する。 |
| ４ | 事業の継続性の確保 | ◇ 将来的なリスク負担の軽減を図るとともに、環境事業センターの統廃合により、大規模修繕等を行う経費を減らしていく。◇ 再編後の戦略的な維持管理を行っていくため、LCC（Life cycle cost＝ライフ・サイクル・コスト）の観点から大規模修繕等にかかる負担の平準化を図る。◇ 環境事業センターの統廃合により不要となった施設・建物を売却処分や貸付することで、大規模修繕等の財源に充当していく。 | 〇 災害対策に加え、輸送効率も考慮した、環境事業センターの適正配置に向けて、この３年間で、２環境事業センターの廃止に着手（北部環境事業センター及び大規模震災時に浸水の可能性が高い市域の西側にある環境事業センターのうち１つ）する。（再掲）〇 今後の環境事業センター大規模修繕等計画を、詳細に設計する。 | □ 大規模修繕等にかかる経費を節減し、効果的に行うため、ＬＣＣ（ライフ・サイクル・コスト）の観点も踏まえ、戦略的な事業運営を行うための施設配置の再編を検討した。□ 設備面で老朽化が著しい給油設備について、更新の必要性を検討し、優先順位を設定した。■ 令和３年３月31日をもって北部環境事業センターを廃止した。■ 施設の竣工年度が最も古い南部環境事業センターについて、付帯施設を含む大規模修繕方法の検討を進めた。 |
| ５ | 作業遅延の解消に向けた取組の実施 | ◇ 次の取組を行い、トライ＆エラーで改善していくことで、常態化する作業遅延の解消を図る。① 運行管理システムを活用しながら、収集コースの設定等の見直しを行う。② 大阪広域環境施設組合とも連携しながら、搬入先の輻輳緩和に向けた取組を行う。③ 各環境事業センターの所管行政区にこだわらない、輸送効率を最優先した作業行程の見直しを行う。 | 〇 小型車（２トン車）が、勤務時間を超えて帰庫する全車両に対する割合について、進捗管理を行いながら、次のとおり削減する。2020(令和２)年度　　▲５％　 （2019(令和元)年度比）2021(令和３)年度　　▲７.５％（2019(令和元)年度比）2022(令和４)年度　　▲１０％ （2019(令和元)年度比）※小型車（２トン車）が勤務時間を超えて帰庫する全車両に対する割合（2019(令和元)年度７～９月（平均）)：14.2％ | □ 更新車両の大型化により、作業の効率化を図った。□ 一部の環境事業センターにおいて、大幅な作業計画（収集コース等）の見直しを図った。■ 勤務時間を超えて帰庫する小型車（２トン車）の割合を削減した。　 令和２年度　▲8.5％（令和元年度比） |
| ２　市民サービスの向上 | ６ | 普通ごみ午前収集の試行実施 | ◇ 午前中に収集するエリアを段階的に拡大しながら、一部の環境事業センターで試行実施することとし、その課題を検証しながら、ごみ減量の進展も見つつ、市域全域に拡大していくことをめざす。 | ① 課題を検証するため、２環境事業センターにおいて試行実施する。② 普通ごみの午前収集エリアを、現在の約45％から55％以上に、段階的に拡大する。 | □ 令和２年４月から中部環境事業センター出張所の所管地域（中央区・浪速区）において、令和２年10 月から城北環境事業センターの所管地域（城東区・鶴見区・旭区）の一部において、普通ごみ午前収集を試行的に実施した。■ 普通ごみ収集を午前中に収集し、普通ごみ以外を午後から収集する方法についての課題を抽出した。（特に資源ごみ、容器包装プラスチックの中継地・施設の受入能力）■ 普通ごみの午前収集地域が49％まで拡大した。 |
| ７ | 普通ごみ午前収集拡大のための取組 | ◇ 大阪広域環境施設組合とも連携しながら、処理施設（工場・中継地）の輻輳緩和など、更なる輸送効率の改善に向けて、中継作業の拡大や差替作業等の取組を行う。◇ 職員の勤務時間の割り付けなど、柔軟な勤務態様の検討を行い、関係先とも調整していく。 | ① 隣接する環境事業センター間での中継作業の実施、未利用地の活用や軽四輪車にとどまらない、小型プレスダンプ車の中継作業も視野に、更なる中継作業の拡大手法を検討し、実施する。② 運行管理システムを活用しながら、午前の収集作業における差替作業（車両の乗換）を実施する。 | □ 令和２年４月から、中部環境事業センター出張所及び城北環境事業センターの試行結果を踏まえて、普通ごみ午前収集拡大の手法について検討した。■ 普通ごみを午前中に収集し、普通ごみ以外を午後から収集する方法については、特に資源ごみ、容器包装プラスチックの中継地・施設の受入能力に問題があり、大阪市全域を一斉に変更することは、現時点では困難との結論に至った。■ 職員の勤務時間の変更による作業工程の見直しによる手法についても検討した。 |
| ８ | 家庭系ごみ減量の推進 | ◇ 古紙・衣類のコミュニティ回収は順次拡大してきているが、その進み具合に行政区間で差があることから、実施団体数拡大に向けて、継続的に働きかけを行うとともに、特に実施が進まない地域に対するその原因に応じた方法を工夫し、拡大推進に繋げる。◇ 合わせて、新たなペットボトルリサイクルシステムとして構築したコミュニティ回収についても、実施団体数の拡大をめざす。◇ 食品ロス削減につながる「フードドライブ」について、国や他都市などの動向を見ながら、その仕組みを構築する。 | ① コミュニティ回収の実施団体数を次のとおり拡大する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 2020(R2)年度 | 2021(R3)年度 | 2022(R4)年度 |
| 古紙・衣類 | 130団体 | 160団体 | 200団体 |
| ペットボトル | 49団体 | 98団体 | 164団体 |

② 食品ロス削減につながる「フードドライブ」について、現在一部地域やイベント等で受付しているが、国の動向を見ながら、全市的に拡大するため、その仕組みを 検討する。 | □ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コミュニティ回収の新規実施に関する説明会等の開催が困難な時期もあったが、地域への働きかけを再開し、実施団体拡大に向けて取組を進めた。□ コミュニティ回収事業における市況悪化リスクを低減させるため、収集を担う事業者に対する新たな支援制度の創設に向けて、取組を進めた。□ ペットボトル回収・リサイクルシステムの拡大に関する区役所等への協力依頼や地域への働きかけに取り組んだ。□ フードドライブについては、商業施設（１か所）での常設回収と、公共施設でのごみ減量・３Ｒに関する啓発相談コーナーの開催時（定期開催・月１回）に一部区役所で実施した。■ コミュニティ回収実施団体数については、古紙・衣類109団体、ペットボトル39団体まで拡大した。■ ペットボトル回収・リサイクルシステムについては、49地域で合意形成に至り、事業者による実施に向けた準備（人員・機材等の確保）が整った39地域において開始した。■ フードドライブの定期開催回数については、30件に増加した。 |
| ９ | 福祉的サービスの拡充 | ◇ 今後、福祉的サービスの需要がさらに高まることが予想され、市民ニーズに応じた新たなサービスの提供について検討する。 | 〇 ふれあい収集を通じて実施できる新たな付加サービスについて検討するとともに、特に粗大ごみのふれあい収集について、その需要に応じた柔軟な仕組みづくりを行う。 | □ 環境事業センター間で差が生じていた粗大ごみのふれあい収集の対応件数をルール化し、整理を図った。■ センター間で差が生じている粗大ごみのふれあい収集の受付から収集までの期間の平準化、対応件数の増加をめざして、令和３年度からの収集体制の整備を図った。 |
| 10 | まち美化の推進 | ◇ からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策として、2019(令和元)年12月に条例を改正・施行しており、その取組を進めていく。◇ “国際観光都市”を見据えたまちの美化対策を充実する必要があり、また、近年大きな環境問題として取り上げられている「海洋プラスチック問題」にも効果が期待できる、不法投棄・散乱ごみ対策を充実する。 | 〇 「からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策」「不法投棄対策」「散乱ごみ対策の拡充」に対応可能な体制を整備する。 | □ ＪＲ我孫子町駅周辺のはと・からす問題について、令和元年12月に施行した改正条例に基づき、環境局を中心に住吉区役所、健康局、建設局が連携し、餌やり行為の当事者に対して合計37回にわたり改善指導等を実施するほか、住吉区を所管する西南環境事業センターが、「生活環境の清潔が保持されている状況にあるかどうか」、毎日現地確認を実施してきた。□ 大阪市全域におけるからす被害の多い地域の調査を開始した。□ 不法投棄のスムーズな対応を行うため、ルールの明文化を図った。■ ＪＲ我孫子町駅周辺のはと・からす問題の餌やり行為の当事者から、「８月24日をもって、はと・からすへの餌やりを止める」との文書が環境局に提出され、以降、同人によるはと・からすへの餌やり行為は行われていない。■ からす被害にも効果のある、普通ごみの午前収集について、地域拡大に向けた検討を進めた。 |
| 11 | 公務上交通事故の削減目標 | ◇ 公務上交通事故“０”（人身事故の撲滅）をめざし、引き続き取組を進める。 | 〇 公務上の交通事故の削減目標を“０”（人身事故の撲滅）をめざす。　 2020(令和２)年度　　12件以下（人身事故０）　 2021(令和３)年度　　６件以下 （人身事故０）　 2022(令和４)年度　　０件 （人身事故０）※ 2019(令和元)年12月末時点：17件 | □ 令和２年５月、各環境事業センターにおいて、改革プラン2.0の周知文とともに、公務上交通事故件“０”（人身事故の撲滅）の目標を掲げるポスターを掲示した。□ 同月、事業部長名による通知「交通事故削減目標の達成に向けて（緊急事態宣言）」を各職員に発出した。□ その他の各種取組については、「シート№12」に記載■ 上記取組による注意喚起、意識改革を図ったほか、定められた手順の遵守徹底に取り組んだが、令和２年度の目標達成には至らなかった。 |
| ２　市民サービスの向上 | 12 | 公務上の交通事故の削減のための取組 | ◇ 改革プランで実施してきた取組を継続し、さらに精度をあげながら、実施していく。 | 〇 この間の取組を継続しながら、その手法をさらにブラッシュアップしていくこととし、ルールを守らないことによって生じる交通事故を削減させるため、定められた手順を遵守徹底することで、公務上交通事故の発生件数を削減していく。 | □ 安全運転マニュアルについて、ルールや手順に関する内容を充実させる改訂を行うとともに、改訂マニュアルの説明映像を作成、研修を実施し、遵守徹底を図った。□ また、狭隘路通行時の他の通行者への配慮についても説明映像を作成し、研修を実施した。□ 外部機関による運転研修を本格的に開始し、客観的で公平な指標の導入により、運転従事要件の厳格化を図り、不合格者については、再度、外部機関による運転研修に合格するまでの間、運転業務には従事させず、また、改善しないようであれば登録除外する仕組みを構築した。■ 安全運転マニュアルの改訂と遵守徹底、外部機関による運転研修の受講等により公務上交通事故削減に向けて取り組んだが、交通事故の発生件数の削減には至らなかった。 |
| 13 | これまでの教訓を活かした災害への準備 | ◇ 大型台風や他都市への災害応援の経験を活かし、激甚化する様々な自然災害への対応を常日頃から検討し、準備を行う。① 実際に起こったことを想定した避難訓練を実施する。② 地域・区役所との合同防災訓練を実施しながら、そこで得られたアイデアを参考に、逐次業務マニュアル等を見直していく。③ 2018(平成30)年に襲来した台風21号の経験により判明した不足している備品等を買い揃える。④ 災害時に必要と思われる資格等について、職員に対し業務として取得させるほか、災害時対応を視野に入れた人事配置を検討する。 | ○ 市内で発生する様々な自然災害に対し、迅速・柔軟な廃棄物処理対応を実施できる体制の確立をめざす。 | □ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域イベントの開催が困難であったものの、一部区役所との合同防災訓練が実施できた。□ 災害時のごみ収集に必要となる備品の棚卸しを行った。□ 全職員の応急手当講習受講に向けた準備を行った。■ 区役所との合同防災訓練を９回実施した。■ 災害時のごみ収集に必要となる備品等の充実を図った。■ 「ＡＥＤの使い方」を含む心肺蘇生法を指導する「応急手当普及員」講習への管理監督者の受講を進めた。 |
| 14 | 各種情報発信の創意工夫 | ◇ 環境・廃棄物行政の地域におけるコントロールタワーとして、区役所と連携しながら、地域から必要とされる「環境事業センター」へ転身するため、ごみ減量だけではなく、防災、福祉といった地域連携に関連するものを一つのパッケージにして、引き続き市民の理解・協力を求めていく。◇ ごみ分別アプリ「さんあ～る」の積極的な利用をＰＲするとともに、そのコンテンツについても工夫するなど、ＩＣＴを積極的に活用していく。◇ 高齢者や外国人にも理解できる内容等となるよう、特に複雑化するごみの分別方法の情報発信を工夫する。 | ○ 最新のＩＣＴ機器や技術を活用し、市民にわかりやすく迅速に情報伝達する仕組みを構築する。 | □ 局内にワーキングを立ち上げ、各種ＳＮＳを通じて魅力ある情報の発信や情報量、情報発信先を増やすために横断的な情報掲載を行うなど、各種ＳＮＳを通じた取組を強化した。■ ＩＣＴを活用した新たなイベントとして「ごみ減量フェスティバル ｏｎ Ｗｅｂ」や「ＥＣＯ縁日2020」を実施、イベント開催に係る広報媒体として各種ＳＮＳを活用し、広く情報発信した。■ 掲載動画本数を増やすなど、ＹｏｕＴｕｂｅのコンテンツを強化し、各種ＳＮＳのフォロワー、チャンネル登録者数が増加した。 |
| ３　経営形態の検討等 | 15 | 安定的かつ効率的な、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法の検討 | ◇ 独自収益がない「収集⇒輸送」業務単独では、新たな民間化手法は望みにくいなどから、検討当初の「収集運搬と処理処分を一体的に取り扱うことが望ましい」との基本的な考え方のもと、安定的かつ効率的な、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法について検討していく。 | 〇 さらなる効率化と安定した事業運営をめざし、新たな民間化手法も含めて、ごみ焼却処分事業との一体的運営手法を検討していく。 | □ 住民投票結果を踏まえ、あらためて、家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態の検討を行い、ごみ焼却処分事業との一体的運営のメリット等を検証した。■ 民間委託化の拡大はもとより、さらなる効率化と安定した事業運営をめざすため、家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態について、「収集運搬と処理処分を一体的に取り扱うことが望ましい」との基本的な考え方のもと、長期的な視野にたって検討を進めてきた。 |
| 16 | ＩＣＴの活用策について、調査・研究 | ◇ タイムリーかつスピーディな情報収集による徹底した作業管理を実践するために導入した運行管理システム（ＧＰＳ車載器を含む）について、新たな分野での活用策を検討する。（参考）すでに追加した機能・ メール送受信機能（事務所⇔車両）・ 地図表示機能（ＡＥＤ設置場所・災害避難場所）・ 災害発生通知機能 | 〇 運行管理システム（ＧＰＳ車載器を含む）の機能を活かすことができる分野を引き続き調査・研究し、機能追加していく。 | □ 公務上交通事故防止に向けて、運行管理システムへの新たな機能追加（地点登録による交通事故発生リスクの抑制等）に取り組んだ。□ 現行運行管理システムの契約事業者とは別の事業者が開発したシステムを試験的に利用し、比較を行うなど、調査・研究を行った。■ 運行管理システムに新たな機能を追加し、安全運転の取組を強化した。■ 位置情報誤認知の調整や検知基準の調整などにより、取得データの精度について、改善を図った。 |
| ４　改革の徹底 | 17 | 改革検討委員会の実施 | ◇ 改革検討委員会のもとに、部会を設置し、取組を行う。◇ 「自律した環境事業センター」をめざし、必要な仕組みを構築する。◇ 局長等と環境事業センターによる意見交換会を上半期・下半期で実施するなどで、ボトムアップを図っていく。 | 〇 環境事業センター改革検討委員会を四半期ごとに開催し、各種の取組状況を把握しながら、組織の活性化を図るなど、改革実現のための取組を継続する。〇 各環境事業センターでの自主的な取組や服務規律の確保が図られる体制を確立する。 | □ 四半期ごとに改革検討委員会を開催するほか、改革検討委員会の傘下に改革検証部会を設置し、改革プラン2.0に掲げる目標達成に向けた各種取組について、検討・議論を進めた。□ 改革プラン2.0に掲げる目標等について、令和２年６～７月及び12月に環境事業センターと意見交換会を実施し、取組方法等について議論した。■ 当初計画どおり、改革を実現する取組を継続するため、ＰＤＣＡサイクルを徹底した。■ 各センターとの意見交換会における議論を踏まえて目標達成に向けて取り組んだ。 |
| 18 | 運営評価の継続実施 | ◇ 改革実現のためのツールとして、継続的に取組を実施することにより、明らかになった課題に対し、環境事業センターが自主的に改善に取り組むことで、運営の質的向上をめざす。 | 〇 環境事業センター全体の運営の質的向上を図るため、継続的な評価結果（点数）の引き上げを行っていく。〇 毎年度上半期に運営評価を実施し、下半期に評価結果を公表する等の取組を行う。 | □ 令和２年10月　中間とりまとめ（９月末時点）　□ 令和３年２月　 評価結果公表、総合点上位３センターを表彰■ 当初予定どおり実施することができた。■ 運営評価は５年目を迎え、各センターにその趣旨が十分に浸透し、前年度の評価結果で明らかになった課題の改善が図られるなど、着実に取組が進められており、センター業務の質的向上が図られてきた。 |